

「長野県いじめ防止等のための基本的な方針（原案）」に対するご意見
（パブリックコメントの結果）

長野県いじめ防止基本方針策定会議

- 意見募集期間 平成 26 年 2 月 13 日（木）～平成 26 年 3 月 5 日（水）
- 意見の総数 3 件

番号	該当箇所	意見要旨	意見に対する考え方
1	P3～ 4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	いじめ問題はどこにでもあるということを前提に、子どもたちがいじめに対処する力をつけさせたり、自信を持たせたりするなど、事案に応じた個別・具体的な対応が必要である。教師や親は子どもたちを見守る目が必要。	本方針をもとに、学校や家庭、地域その他の関係者が連携し、学校や地域の実情に応じた具体的かつ実効的ないじめ問題への取組を計画・立案、展開されるよう、県として働きかけてまいりたいと考えています。
2	P8 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	組織のメンバーには、原則的に外部専門家が入ることにすべき。学校内部で隠蔽されたという批判や対応の遅れにつながりかねない。	国の基本方針を参酌し、学校が必要に応じて、外部専門家等の参画を得ながら対応することが有効と考えています。 なお、重大事態の調査の場合には、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の参画を得て、公平性・中立性・客観性を確保することとしています。
3	P10 アンケートやチェックリストの活用	アンケートは、無記名式にするか、記名式にするならば、家で記入させ封筒に入れて翌日回収する等の工夫が必要。	ご意見を参考に、アンケートの際の配慮点を記述しました。県教育委員会では、無記名式のアンケートも含め、引き続き、効果的ないじめ防止等の取組について各学校への指導・助言をしてまいります。